

第 1 部 ドメイン名の世界的な動向及び各国における動向

第1章 ドメイン名の競争環境整備に関する動向

第1章 ドメイン名の競争環境整備に関する動向

1.1 現在 ICANN において進行中の競争促進に向けた取り組み

1.1.1 ICANN 新 gTLD 導入戦略

ICANN では 2003 年 12 月以降、順次スポンサー付き新 gTLD(sTLD)の導入が進んでいる。そもそも新しい gTLD を順次導入して、その数を増やしていくことは ICANN が設立された当初からの責務であり、そのプロセスの第一弾としてまず 2000 年 11 月に 7 つの新 gTLD (.info / .biz / .name / .pro / .aero / .coop / .museum) を導入することが決定された。当初はこれらの gTLD の導入状況を評価、検証して、その後続く gTLD をどのように導入していくかを検討していく予定であった。しかし、折しも ICANN 改革についての議論が沸騰していたこともあり、これら新 gTLD の評価が遅々として進まない状況となった。そこで 2002 年 11 月に、まずは規模が比較的程小さいと思われるスポンサー付き新 gTLD の導入を先に進めようという提案が当時の ICANN 事務総長であった Stuart Lynn 氏からなされ、2002 年 12 月の理事会でその進め方が承認されたものである。

このように、当初は新gTLDの導入を目指して始まった議論は、sTLDの導入に関する議論と、今後新たなgTLDをどのようなポリシーに基づいて選定、導入していくのかという議論とに分化した。後者の議論に関しては、2004 年 9 月 30 日に「戦略：新たな分野別トップレベルドメインの導入」という報告書が発表され¹、ポリシー策定のための手順が提示された。それ以降、新gTLDの導入の手続き等に関する議論が深まってきている。ここでは、主に 2005 年 4 月以降の動きについて報告する。

● 新 gTLD 導入に関する質問事項の提示 (2005 年 7 月)

ICANNは 2005 年 7 月 6 日に、今後gTLDの導入戦略を決めるにあたって検討すべきと思われる 5 つの重要な問題、及びそれらに付随する課題を提示した²。この質問事項に対して回答を行うよう、ICANNは各支持組織、各諮問委員会、また外部組織に呼びかけを行った。この質問事項のうち、重要な問題とされた 5 つの事項を以下に示す。

- ICANN はいくつの gTLD を、どの程度の頻度で指定すべきか。
- gTLD の命名にあたり、どのような決まりを適用すべきか。
- どのような gTLD の割り振り方法を使用すべきか。
- 新 gTLD の運用者に対し、ICANN はどのような条件を課すべきか。

¹ <http://www.icann.org/tlds/new-gtld-strategy.pdf>

² <http://www.icann.org/tlds/new-gTLD-questions.pdf>

- トップレベルドメインにおける国際化ドメイン名の実装は、上記課題に影響を与えるか。

この質問事項からも分かる通り、この時点ではまだ実際の新 gTLD 導入の検討にあたって基本的な事項も決定されておらず、ほとんど初期の状態からコミュニティの意見を募集し始めたということになる。

- ICANN ルクセンブルグ会議でのワークショップ (2005 年 7 月)

2005 年 7 月 10 日には、ICANN ルクセンブルグ会議においてドメイン名ユーザのワークショップが開催された。ここでは主に sTLD、gTLD の現状と今後の見通しなどが紹介され、参加者と自由に質疑応答するという内容であり、特に決定事項等は無かった。

- 新 gTLD に関するイシューレポート (課題報告書) の公開 (2005 年 12 月)

GNSO は新 gTLD の導入に関し、2005 年 9 月 22 日の評議委員会でポリシー策定プロセスの対象とし、課題報告書の作成を決定した。この報告書は 2005 年 12 月 5 日に公開³された。この報告書中、GNSO は ICANN 政府諮問委員会 (GAC)、ccNSO を含む ICANN のより広いコミュニティとよく相談して、ポリシー策定プロセスを進めるべきとされた。またこの報告書では、本件に関して評価依頼事項のドラフトも提示した。

ポリシー策定プロセス (PDP: Policy Development Process) となった案件はその進め方が ICANN の定款によって細かく規定されている⁴。基本的にはプロセスにおいてコミュニティからのインプットを受けることが規定されており、また、ICANN 理事会は GNSO から PDP に基づいて勧告された案件については、3 分の 2 の反対がない限り拒否できないこととなっている。

GNSO が本件をポリシー策定プロセスの対象にするという決断を行った意味は、新 gTLD の導入に関しては ICANN スタッフが主導権を持って進めるトップダウン的な方法ではなく、コミュニティから意見を吸い上げて反映させるボトムアップ的手法を積極的に用いるべきという意思の現れと解釈することができるだろう。

- 新 gTLD に関する評価依頼事項 (Terms of Reference) の公開 (2005 年 12 月)

上記課題報告書中の評価依頼事項のドラフトは別途提示⁵され、2005 年 12 月 6 日から 2006 年 1 月 31 日までパブリックコメントに付された。ここで提示された評価依頼事項は以下の

³ <http://gns0.icann.org/issues/new-gtlds/gns0-issues-rpt-gtlds-05dec05.pdf>

⁴ <http://www.icann.org/general/bylaws.htm#AnnexA>

⁵ <http://www.icann.org/announcements/announcement-06dec05.htm#TOR>

通りである。

- 新しい gTLD は導入されるべきか。
- 導入されるべきとした場合、その選択の基準はどのようなものか。
- どのような割り振りの手法が適切か。
 - ◇ 抽選、オークション、早い者勝ちなど
- 契約条件を詰める指針となるべきポリシーはどのようなものか。

● 評価依頼事項に関するコメントの公開（2006年1月）

上記のパブリックコメント募集に応じた組織のコメントが、2006年1月31日に、ICANN GNSOによって公開された⁶。

● 新 gTLD 導入に関する GNSO の初回レポートドラフトを公開（2006年2月）

2006年2月19日に、GNSOは上記募集したパブリックコメントの内容を踏まえ、新gTLD導入に関する初回レポートのドラフトを公開した⁷。本ドラフトの結論は概ね以下の通りである。

- 新 gTLD の導入は、その頻度や条件に関しては実に幅広い意見があったにも関わらず、導入自体に反対する意見は無かった。ほとんどの意見は、gTLD の創設は ICANN の義務だとするものであった。
- 一方、新 gTLD をいくつ、どのような頻度で創設するか、スポンサー付きとするのかしないのか、またどのような文字列が割り振られるべきかについては合意が無かった。
- レジストリ運用にあたり、標準化された契約条件を契約前に公開すべきという点については概ね合意が得られた。
- 2つのシナリオについて検討する必要がある。1つは、新 gTLD の導入を1つに制限すべきとするもので、もう1つは、より幅広い申請を認めていこうというものである。
- 新 gTLD の導入に伴い、総額でどれくらいのコストが発生するのか（法務担当や理事会のコストも含む）運用上のインパクトをさらに分析することが必要である。
- 新 gTLD の導入の要望度に関して、エンドユーザからの観点からの事実に基づいた市場分析が有用である。
- gTLD を「公認」「非公認」に分類するというのも試してみる価値があるかもしれない。

⁶ <http://gns0.icann.org/issues/new-gtlds/new-gtld-pdp-input.htm>

⁷ <http://icann.org/topics/gns0-initial-rpt-new-gtlds-19feb06.pdf>

本ドラフトはさらにパブリックコメントを経て、2006年3月のICANNウェリントン会議で最終版となる予定である。

さらにその後はGNSOのポリシー策定プロセスに従い、GNSOの評議会による審議が行われ、それを通過するとさらにICANN理事会の審議を経て、ポリシーとして施行されることとなる。

1.1.2 スポンサー付き新gTLDの導入と現状

スポンサー付きgTLD(sTLD)の導入は2002年12月のICANNアムステルダム会議で承認され、導入プロセスが開始された。その後選定のための基準策定、申請に関する詳細事項の作成、提案依頼書の作成等の作業を経て、2003年12月に募集が開始された。

この募集に10組織が応募を行い、順次ICANNによる評価選定作業が進んでいる。中には既に導入が決定され、運用に入っているsTLDもある。以下に申請されたsTLDと2006年1月末現在の選定・評価状況を示す。

(表 1 : 申請 sTLD 一覧)

選定・評価 状況	申請 TLD	申請組織	用途
最終承認済み	.cat	Associacio puntCAT	カタロニア地域の言語、文化コミュニティ用
	.jobs	Employ Media LLC	人事管理業務関係者用
	.mobi	Nokia/Vodafone/Microsoft	モバイル機器、サービス用等
	.travel	Tralliance Corporation	旅行関連業界用
業務・技術面 の交渉段階	.asia	DotAsia Organization Limited	アジア太平洋地域の企業、個人、 団体専用
	.post	Universal Postal Union	郵便事業関係者用
	.tel	TELNIC	個人または企業の連絡先表示、ナビゲーション用
	.xxx	ICM Registry, Inc.	アダルトサイト用
却下	.tel	NetNumber, Inc,	IP ベースの電話番号用
	.mail	The Anti-spam Community Registry	スパムフリー電子メールの送受信者用

以下に、各申請について 2005 年以降の動きを中心に説明する。

なお、承認に到る手続きはどの sTLD でも同一であり、ICANN 評価チームによる初期評価を受けた後、理事会によって業務面、技術面の交渉に入るかどうかが審議される。交渉に入ることが理事会で承認された後、実際の交渉を経て契約案が公開される。この契約案は再度理事会の審議を経て、最終承認に到る。そのタイミングによって年 3 回の ICANN 会議時の理事会で最終承認される時もあれば、定例の電話会議による理事会で承認されることもある。

1.1.2.1 最終承認済みの sTLD

➤ .cat

2005 年 2 月に、申請者と業務面、技術面の交渉に入ることが ICANN 理事会によって承認された。2005 年 8 月には申請者との契約案が ICANN によって公開され、2005 年 9 月に ICANN 理事会によって最終承認された。ここでは特に問題になった項目は無かったようである。その後 2005 年 10 月に ICANN と申請者との間で正式契約を締結、2005 年 12 月に本 sTLD がルートゾーンに追加され、運用が開始されている。

➤ .jobs

2004 年 12 月に、申請者と業務面、技術面の交渉に入ることが ICANN 理事会によって承認された。2005 年 3 月には交渉を終了したことが報告され、2005 年 4 月の ICANN マルデルプラタ会議において交渉内容の説明が行われた。特に反対のコメントもなく、同会議において本申請は最終承認された。2005 年 5 月には ICANN と申請者との間で正式契約を締結し、2005 年 9 月には本 sTLD がルートゾーンに追加され、運用が開始されている。

➤ .mobi

2004 年 12 月に、申請者と業務面、技術面の交渉に入ることが ICANN 理事会によって承認された。2005 年 6 月には交渉を終了したことが報告され、同月 ICANN 理事会によって最終承認を受けた。承認にあたって特に反対は見受けられていない。2005 年 7 月には ICANN と申請者との間で正式契約を締結し、2005 年 10 月には本 sTLD がルートゾーンに追加され、運用が開始されている。

➤ .travel

2004 年当初時点で ICANN 評価チームからは承認の勧告を受けており、2004 年 10 月には申請者と業務面、技術面の交渉に入ることが ICANN 理事会によって承認された。2005 年 3 月には交渉終了が報告され、2005 年 4 月の ICANN マルデルプラタ会議に

において ICANN 理事会による最終承認を受けた。その後 2005 年 7 月には正式契約が締結され、同月に本 sTLD がルートゾーンに追加され、運用が開始されている。

1.1.2.2 業務面・技術面の交渉段階に入っている sTLD

➤ .asia

2004 年以來、申請者と ICANN 理事会との間で申請内容の明確化に関する情報のやり取りが行われていたが、コミュニティからの要求を十分に示しているかという点において一部の ICANN 理事から疑義を呈され、2005 年 2 月にはこの申請を否決する動議が提出されるにまで至った。この動議は賛成 3、反対 6、棄権 3 で結局のところ否決され、評価プロセスが継続されることとなった。

その後 4 月から 8 月にかけて毎月のように申請者と ICANN 理事、さらには ICANN 政府諮問委員会(GAC)への説明や書面のやり取りが行われ、ようやく 2005 年 12 月の ICANN バンクーバー会議において、業務面・技術面の交渉段階へ入ることが ICANN 理事会によって承認された。

➤ .post

2004 年 7 月に業務面・技術面の交渉段階へ入ることが承認され、申請者との調整が進められているものと思われるが、その後新しい動きは入ってきていない。申請内容で特に問題となっている点は見あたらない。

➤ .tel(TELNIC)

2004 年当初 ICANN の 3 つの評価チームは全て本 sTLD の承認を勧告しないという評価を下していた。理由は本申請が技術面、ビジネス面、コミュニティ面のいずれの評価軸からみても不明確で、情報が全く足りないとされたことによる。その後 2004 年内は ICANN と申請者との間で追加情報の提出、質疑が活発に行われ、2005 年 1 月にはようやくビジネス・財務評価担当チームから、要求水準に達したとの評価を受けた。その後技術評価担当チーム等からの追加情報などがあり、2005 年 6 月の ICANN 理事会において業務面・技術面の交渉段階へ入ることが承認された。賛成 8、反対 3、棄権 2 という結果であった。

➤ .xxx

ICANN の評価チームによる当初の評価は、技術面、ビジネス面では問題無いものの、代表するコミュニティの面から問題ありとされた。登録資格者が明確に判別できるかどうかという基準から判断すると、単に「アダルトコンテンツ」という基準は不明確なのではないかという指摘と、北アメリカの一部団体からは支持を得ているがユーザ

や北アメリカ以外の団体からの支持が見受けられないという指摘がそれである。その後申請者と ICANN との間で追加情報の提出、質疑応答などが行われ、2005 年 1 月には ICANN 理事会において本申請について議論が行われ、個別に申請者から理事会に説明を行ってもらう必要があるとの結論に達した。申請者による ICANN 理事会への説明は 2005 年 4 月に行われた。同月に行われた ICANN マルデルプラタ会議ではこの件に触れ、「30 日以内に理事会として何らかの結論を出す」とのコメントが ICANN 理事長の Vint Cerf よりなされた。

2005 年 5 月の ICANN 理事会で本件が集中審議されたが結論は出ず、次回理事会で引き続き議論することとなった。そして 2005 年 6 月の理事会でようやく業務面・技術面の交渉段階へ入ることが承認されたのである。

交渉段階入りの承認は各界に波紋を呼び、これ以降 ICANN に対し多くのユーザからの問い合わせが殺到したようである。また、政府機関からも ICANN に対して様々な照会が行われた。ICANN 理事会ではこれらの動きを受けて、最終承認には慎重になっているようであり、結局 2005 年 12 月の ICANN バンクーバー会議でも最終承認には至っていない。GAC からは .xxx の評価プロセスに関するレポートの要求も行われており、最終承認まではまだ時間がかかりそうである。

1.1.2.3 却下された sTLD

➤ .tel(NetNumber, Inc.)

本 sTLD に関しては当初より ICANN の評価チームから懸念が示されていた。技術評価担当チームからは「ENUM に似たサービスを新たに作り出し、VoIP プロバイダーにのみ登録を認めることはグローバルな ENUM の実装に悪影響を与える。また、提案が北アメリカだけの利用に特化していることも問題である」との指摘を受けた。また、ビジネス・財務評価担当チームからは「運営手法が不明確」との指摘を受け、スポンサー・コミュニティ評価担当チームからも「ENUM 開発の動きとの調整が不足しており、インターネットの名前空間に価値を付加するコミュニティであるのか疑わしい」との否定的な見解が出された。

2004 年 7 月には申請組織に対し提案改善の勧告を行ったが、申請組織は何の反応も示さず、そのまま 2004 年 11 月に評価プロセス終了が宣告された。

➤ .mail

2005 年 1 月から 3 月にかけて、申請者と ICANN との間で申請内容に関する質疑応答が繰り返されていたが、2005 年 4 月に申請者の返答を精査していた ICANN の専門チームが「我々の多くの質問に対し、申請者は一部しか答えていないか、または明確さを欠いており、申請者は新しい sTLD を運用できるとは言えない」と結論づけた。特に

懸念されたのは、資本が充実しているか、管理能力があるかどうか、需要はあるかどうかの3点であった。これらの要因から、申請者はRFPに記載している要件を満たしていないと判断され、2005年7月にICANNは申請者にその旨通知した。こうして本申請は実質却下の扱いを受けている。

1.1.3 .net 次期レジストリ選定

.net レジストリは1999年のICANNとNSI(Network Solutions, Inc. 後にVeriSign, Inc 社が買収 - 本報告書では以降 Verisign と表記)との契約を根拠に、VeriSignがこの役割を担ってきた。当初の契約では、18ヶ月以内にレジストリ部門とレジストラ部門を切り離すこととされており、これができない場合は、VeriSignが当時行っていた.com/.net/.orgの全てのレジストリ業務の期限を2003年11月までとすると規定されていた。しかし2001年にVeriSignからの提案を受けて契約が改定され、gTLD毎に期限が再設定されることとなった。この契約で、.orgについてはレジストリ業務を2002年12月31日に終了して他組織へ移管するとされ、.comについては2007年11月10日にレジストリ業務を終了し(ただし更新可能)、.netについては2005年6月30日にレジストリ業務を終了(ただしVeriSignの再入札は可能)することとなった。この結果、.orgレジストリ契約期限が満了し、レジストリがPIR(Public Internet Registry)社に移管されたのに続いて、.netがレジストリ契約期限の満了を迎えることとなり、これに伴い.netの次期レジストリ選定を巡る議論が活発化した。

.net 次期レジストリ選定においては VeriSign の再申請が認められており、入札には VeriSign を含む5社が応募した(下表参照)。

(表2: .net 次期レジストリ選定への応募組織)

応募組織	応募組織 URL
Afilias Limited	http://www.afilias.info/
CORE++ Asociacion sin amino de lucro	http://www.core-plusplus.net/
DENIC Domain Verwaltungs - und Betriebsgesellschaft eG	http://www.denic.de/
Sentan Registry Services, Inc.	http://www.sentanregistry.net/
VeriSign, Inc.	http://www.verisign.com/

ここでは、主に2005年3月以降の動きを中心に報告する。

- 第三者評価機関(Telcordia Technologies, Inc.)による評価結果発表(2005年3月28日)
2005年3月28日に、.net次期レジストリ選定の第三者評価機関であるTelcordiaによる評価レポートをICANNが発表した⁸。これによると、全ての応募者が.netの管理を行う能力はあるが、経験、リスク、価格の面において差が出ており、総合してVeriSignがトップの評価を得たとされた。評価順位は次の表の通りである。

(表3：評価順位)

評価順位	応募組織	主要項目での評価*
1	VeriSign, Inc	14
2	Sentan Registry Services, Inc.	12
3	Afilias Limited	3
4	DENIC Domain Verwaltungs – und Betriebsgesellschaft eG	4、 1
5	CORE++ Asociacion sin amino de lucro	3、 ×1

*凡例

：要求水準以上（原文では「Blue」）

：受け入れられる水準（原文では「Green」）

：不備、課題がある（原文では「Yellow」）

×：受け入れられない。（原文では「Red」）

これに先立つ3月9日のICANN発表では、この評価結果を発表した後直ちに1位に評価された応募組織との交渉に入る、とされていたが、3月28日の評価結果発表の中では「本評価に関するレビューを受け付ける」とあり、ICANNはコメントを受け付ける姿勢を見せた。これに呼応し、応募組織を初めとして続々とコメントが寄せられたが、その多くはこの評価を批判するものであった。その理由として、評価根拠が不明確であること、誤解に基づいており不正確であること、集計に誤りがあることなどが主張された。

- ICANN マルデルプラタ会議（2005年4月4日～8日）

Telcordiaによる評価レポートが提出された直後に開催されたICANN マルデルプラタ会議

⁸ <http://www.icann.org/announcements/announcement-28mar05.htm> 及び、
<http://www.icann.org/tlds/dotnet-reassignment/net-rfp-finalreport-28mar05.pdf>

でも、このレポートに対する批判が相次いだ。前項のような内容も含め、Telcordia レポートの公平性を疑問視する声も出た。ICANN 側からは本件についての状況報告がなされたが、報告書中の評価内容の詳細には触れず「申請組織は全て.net を運用する能力があった」との選定報告書の一節を紹介したうえで、独立した評価組織が一位と評価した VeriSign との交渉を開始したことを報告するにとどまった。最終日の理事会では会期中に出た様々な反対意見を受け、Vint Cerf 議長が「評価プロセスについて書面で提出される懸念点、コメントは考慮の対象となる。VeriSign との交渉は継続するが、上記考慮の結果、最終的に他の組織がよりふさわしいという結論を理事会が下すこともあり得る」と、最終決定にはなお流動的な要素があることを示唆した。

- Telcordia による再検討（2005 年 5 月）

.net 次期レジストリ応募者からの様々な反対意見を検討した第三者評価機関である Telcordia は評価レポートの再検討を行い、その結果を 2005 年 5 月 3 日に発表した⁹。それによると、いくつかの評価誤りを認めて評価のやり直しを行った項目があるものの、申請組織の評価順位に変化は無かった。そしてこの再評価を受けた Telcordia の最終報告書が 2005 年 5 月 27 日に ICANN によって公開された¹⁰。

- ICANN 理事会により、.net 次期レジストリが最終決定（2005 年 6 月）

こうした一連のプロセスを経て、2005 年 6 月 7 日の理事会で、次期.net レジストリに VeriSign を選定することが最終承認された。理事会 15 名の票は、賛成 8 票、反対 4 票、棄権 3 票と割れた。応募組織や ICANN 会議の参加者から強い反対意見が提示されていたトピックでもあり、難しい意思決定を迫られたということであろう。

こうして 2004 年 12 月に申請組織の募集を開始して始まった.net 次期レジストリ選定は、引き続き VeriSign が.net レジストリを担当することで決着した。

⁹ <http://www.icann.org/tlds/dotnet-reassignment/review-of-findings-03may05.pdf>

¹⁰ <http://www.icann.org/tlds/dotnet-reassignment/net-rfp-finalreport-issue4-27may05.pdf>

1.2 ICANN Strategic Plan の提案とその議論

2004年11月16日に、ICANNから「ICANN Strategic Plan 2003-04 to 2006-07」が発表された¹¹。以下、発表の経緯と現在までの動きを、2005年以降を中心に報告する。Strategic Planの詳しい内容については、脚注に示す資料¹²に記載されているのでそちらを参照いただきたい。

● Strategic Plan 発表の経緯

ICANN Strategic Plan とは、ICANN 事務総長の Paul Twomey 氏主導で 2004-05 年度 ICANN 予算(2004年7月～2005年6月)の編成作業に先立ち ICANN 事務局によって作成されたものである。この予算については ICANN コミュニティにおいて検討がなされた後、2004年7月に承認されたが、この Strategic Plan については 2004年11月になって初めて「ドラフト：バージョン6」という形でコミュニティに公開され、2004年12月の ICANN ケープタウン会議でその内容の説明がなされた。

ICANN 事務局長の Paul Twomey 氏によると、この Strategic Plan は、ICANN の機能である「ポリシー策定」と「技術面の運用管理」のうち、後者の運用管理機能における戦略的優先事項を特定することにのみ焦点を置いており、ポリシー策定に関する今後の方向性を規定するようなものではないとしている。具体的には、用途を「インターネットのセキュリティの維持向上」および「発展途上国のインターネットコミュニティの ICANN プロセス参加促進」に限定した各基金の設立や、ICANN への参加を呼びかけるアウトリーチ活動の促進などが新規目標として掲げられ、それに伴い ICANN 予算の順次拡大が計画された。ケープタウン会議ではこの Strategic Plan 作成の際に ICANN コミュニティにおける協議が十分になされなかったことへの批判の声も聞かれ、ICANN 側からは、これから広く関係者と協議の場を設けていくとの姿勢が示された。

● ICANN マルデルプラタ会議（2005年4月）での議論

2005年3月29日には、ICANNから「Strategic Planバージョン7」が発表され¹³、このバージョンを元に 2005年4月の ICANN マルデルプラタ会議で議論が行われた。このバージョンでの主な変更点は以下の通りである。

- 米国商務省との覚書 (MoU) に基づくタスクを明示
- 資金確保の戦略において、財源に関する記述をすべて削除

¹¹ <http://www.icann.org/announcements/announcement-16nov04.htm>

¹² 「ドメインネームの活用の在り方に関する調査研究」2004年度版
<http://www.nic.ad.jp/ja/research/200504-dom/index.html>

¹³ <http://www.icann.org/strategic-plan/strategic-plan-v7.pdf>

ここでも本件に関する批判があり、会期直前にドラフトを出されてもコメントが難しいとか、分量も多く非英語圏の参加者には障壁であるといった、内容というよりはむしろ手続き的なところに批判が集中した。結局この会議では議論に終始し、本文書にかかる決議や修正等が行われることはなかった。しかし ICANN 事務局長 Paul Twomey 氏からは、次回の戦略計画策定の際には今回の批判を受け止め改善する、とのコメントが聞かれた。また、次回の Strategic Plan 策定時からはこのプロセスを 2 段階に分け、年度の上半期（7 月から 12 月）は Strategic Plan を策定し、下半期（1 月から 6 月）は Operational Plan（運営計画）の策定に費やすこととされた。ここにおいて当初の Strategic Plan の位置付けがやや変容し、ICANN 内で方向性を議論し、定めるための道具となった

会期後、2005 年 5 月 6 日には ICANN マルデルプラタ会議で受けたコメントを反映した「バージョン 7.3」が公開となった。7.0 から 7.3 への主な変更点は以下の通りである。

- 前書きに以下の記述が追加された。
 - ◇ 次期 Strategic Plan では、より測定可能な目標の記載、組織の優先事項の明確化が必要である。
 - ◇ 「競争」、「米国商務省との MoU 期限切れ後の ICANN」、「地域プレゼンス」など、さらに議論すべき問題が特定されたが、これらについては次期プロセスで取り組むこととする。
- 資金確保の戦略の項で、支出項目にはセキュリティの維持や ICANN プロセス参加促進に特化した基金への支出を含まないことが明確化された。

これで分かるとおり、ここに至り修正点は細部の微修正に留まっており、問題とされた事項も次期 Strategic Plan 策定時に検討するという方向にほぼ定まり、議論は収束に向かった。

● ICANN ルクセンブルグ会議（2005 年 7 月）での議論

2005 年 6 月からは次期（2006 年-2009 年）の Strategic Plan の策定作業に入った。2005 年 7 月の ICANN ルクセンブルグ会議では、Strategic Plan の策定に関し、各支持組織、諮問委員会によるセッションが設けられた。また、英語だけではなく、フランス語、スペイン語でのセッションも実施され、参加者に好評を博した。

このセッションでは事前いくつかの質問が用意され¹⁴、これに答えていくという形を取っ

¹⁴ <http://www.icann.org/strategic-plan/consultation-process-LUX/questions.html> 及び、<http://www.icann.org/strategic-plan/consultation-process-LUX/additional-questions.html>

ている。質問は 40 項目以上あるが、その一部を以下に示す。

- この 3 年間における ICANN の戦略的目標はどのようなところにおくべきか。
- DNS を含め、インターネット上の一意な識別子の安定性と安全を保証するために、ICANN は何をすべきか。
- ICANN における既存のポリシーと各種契約とを遵守しつつ、競争と選択の自由をより促進するよう ICANN がイニシアティブを取るにはどうすればよいか。
- 民間によるガバナンスと多様な利害関係者間のボトムアップ的調整という原則に立ったポリシー策定プロセスを支持し、奨励するため、ICANN は何をすればよいか。
- ICANN におけるポリシーの策定が、インターネットの安全と安定に関する様々な見方と利害関係者の価値観を包含したものであるようにするため、世界中のインターネットコミュニティからの ICANN への参加を、どのように促せばよいか。
- ICANN 及び DNS にとって、どのような困難、危険、機会に留意すべきか。

この質問リストには各支持組織からのコメントが寄せられ、ICANN はそれらを要約したレポートを 2005 年 9 月に発表した¹⁵。このレポートは 2 つの内容に分けられている。1 つは ICANN を取り巻く環境のうち主要な要因についての記述であり、もう 1 つはコミュニティの観点からの取り組み優先順位付けについての記述である。

まず、将来の ICANN 像を検討するにおいて重要なインパクトを与える要因として、以下の事項が挙げられた。

- 国際化ドメイン名 (IDN) や、多言語によるコミュニケーションを促進する取り組み
- 新 gTLD の導入
- IPv6
- DNSSEC
- enum
- インターネットセキュリティ (ユーザおよび政府双方の観点から)
- 政府の行動
- WSIS、WGIG
- DNS に関するポリシー策定プロセスへの参加の重要性の増加
- 米国商務省との MoU、もしくは MoU に代わる何らかの契約枠組み

¹⁵ <http://www.icann.org/strategic-plan/strategic-planning-issues-paper-04oct05.pdf>

また、2006年-2009年の Strategic Plan の策定にあたり考慮すべき主要な課題としては、以下が挙げられた。

- 国際化
 - ◇ インターネットが国際コミュニケーションの手段として用いられるにつれ、全てのインターネットユーザを ICANN プロセスに参加できるようにしておくことの必要性が今後増大する。
 - ◇ 様々なインターネット関連団体が生まれる中 ICANN が今後も正当性を保つためには、自らが真に世界のユーザを代表する存在であることを示す必要がある。
- 予算と財務
 - ◇ ICANN が自らの使命を果たすためには、安定した財務基盤が非常に重要である。そのためには、収入を分散化させる必要があるという見方がある。
- 運営の向上
 - ◇ 適切なサービスレベルの交渉とその実現のため、SLA が必要ではないかという見方が多くある。
 - ◇ IANA のサービス向上が必要という意見が多く出た。
- セキュリティと安定性の向上
 - ◇ 今後ユーザの増加、インターネットに接続される機器の増加などから、セキュリティと安定性に関する懸念が多く表明された。
- 新 gTLD の導入
 - ◇ 今回の質問に答えた者の大多数が、速やかに新 gTLD を導入すべきという意見である。
- 競争と選択
 - ◇ Strategic Plan を検討するにおいて競争と選択という事項については多くの人が関心を示す項目だが、その言葉の曖昧さから混乱が生じている。次期 Strategic Plan 策定時にはこの言葉をきちんと定義すべきという意見がある。
- ICANN プロセスの向上
- 米国商務省との MoU 満了後の、組織構造の適切なデザイン

次の段階として、この文書を元に議論を進めて次期 Strategic Plan の重要項目を定めていくこととなった。

2005年11月には、この議論を踏まえ、Strategic Planの主要な優先項目のドラフトが

ICANNより提示された¹⁶。

これによると、今回の Strategic Plan の主要優先項目は以下の 4 つとされている。

- 運営およびポリシーの構造を整えること
- インターネットと ICANN の国際化
- マルチステークホルダーの組織運営の保証
- ICANN と米国商務省との MoU 満了に向けた取り組み

さらにこの後の 2005 年 12 月には、戦略目標とそれに対する手段を記述した文書が公開され¹⁷（脚注）、2006 年 1 月 31 日までのパブリックコメントに付されている。戦略目標については上記の主要優先項目とそれほどの違いはない。手段に関しては、何らかのベンチマークを設けて、15%程度の向上を目指す、等の指標が提案されている。

当初、1 月にも理事会において今回の Strategic Plan の承認がなされる予定であったが、ドラフト作業が遅れ、2006 年 3 月 16 日ようやくドラフト最終版が公開¹⁸され、コメント期間に入ることとなった。本ドラフトは 2006 年 3 月の ICANN ウェリントン会議で議論され、2006 年 6 月の ICANN マラケシュ会議において理事会によって承認される見通しとなっている。

1.3 競争に関する諸問題とその解決について

1.3.1 レジストラ変更に関わる問題

2004 年 7 月に、それまでレジストラ変更に関する明確なルールがなかったものを整備し、レジストラ変更の新ポリシーが発表され¹⁹、同年 11 月に実施された。レジストラ変更自体はレジストラ間の競争促進、レジストラ自身のサービス向上が利用者の利便性向上につながるため制度自体は維持すべきものであるが、ここでの大きな問題意識としては第三者による不正なレジストラ変更を防止する仕組みの導入が必要というものであり、その結果標準書式の利用、本人確認の導入、手続き開始の許可者の規定、認証コードの導入などが講じられた。

¹⁶ <http://www.icann.org/strategic-plan/strategic-planning-draft-priorities-08nov05.pdf>

¹⁷ <http://www.icann.org/strategic-plan/consultation-process-LUX/icann-key-priorities-draft-v3.pdf> 及び

<http://www.icann.org/strategic-plan/consultation-process-LUX/measures-working-doc.pdf>

¹⁸ <http://www.icann.org/strategic-plan/strategic-plan-draft-18mar06.pdf>

¹⁹ <http://www.icann.org/transfers/policy-12jul04.htm>

ICANNではこの新ポリシー導入後、継続してポリシー改善に取り組むために、一定期間経過後に評価作業を行うこととしていた。2005年4月にはこの評価作業の一環として、新ポリシーに関するスタッフレポートがGNSO評議委員会に対して提出された²⁰。以下にその主な内容を説明する。

1.3.1.1 標準書式（FOA: Form of Authorization）の使用への評価

標準書式の導入は、導入以前に比べて若干の状況改善をもたらしたが、全ての潜在的問題が解消されたわけではなく、「悪意の第三者」によるなりすましの危険などはまだ起こりうるとして、ICANN スタッフは GNSO に対し、以下の検討を行うことを推奨するとしている。

- 規定違反を防ぐ認証、承認方法
- 正確性、標準化という目標に合致した範囲で、FOA の中身について許容度を高めること
- FOA で使用されている言葉の明確化と、特殊なケースにも対応できるようにも対応できるような文言へ変更すること
- 移転にあたっての窓口に対する要件の整理と明確化

1.3.1.2 紛争処理プロセスについての評価

レジストラ変更ポリシーに反するような行動をレジストラが取っているケースが ICANN に何件か報告されているが、それに比して、レジストラ間の紛争を解決する手段の一つである移転紛争処理の活用が思ったほど進んでいないと評価された。ICANN スタッフは GNSO に対し、以下の検討を行うことを推奨するとしている。

- 移転紛争処理ポリシープロセスを問題解決の手段としてより活用できるようにするため、登録者も同プロセスに関与できるようにすること。

1.3.1.3 移転要請を拒否する根拠について

移転ポリシーでは、移転の要請があったときそれを拒否することができる要件を 9 つ定めている（詐欺であることが明確な場合など）が、どのような場合が具体的にそのような要件に合致するか、また、何のためにその要件があるのかが不明確な場合があると評価され

²⁰ <http://www.icann.org/transfers/transfer-report-14apr05.pdf>

た。ICANN スタッフは GNSO に対し、以下の検討を行うことを推奨するとしている。

- 文言の明確化のため、より具体的なケースのガイドラインなどを提供すること。
- ドメイン名割り当てから 60 日以内には移転できないという要件の見直し。

1.3.1.4 EPP-AuthInfo の評価

現行ポリシーでは、レジストラは登録者に対して一意の AuthInfo コードを要求があったときから 5 日以内に発行することと定めているが、これが発行されていないという苦情はほとんど無く、その意味では機能していると評価された。今後さらに AuthInfo コードの、認証における有用性の検証やさらなる標準化を進めることが期待されるとしている。

1.3.1.5 その他

レジストラ移転ができない「レジストラロック」の機能の標準化と、適切な利用が必要であるとされた。また、期限切れドメイン名の取り扱いに関する明確なポリシーの検討が必要とされている。

1.4 ドメイン名ハイジャックとその対策

2005 年 1 月に、panix.com というドメイン名が他者に乗っ取られる事態が生じた。いわゆるドメイン名ハイジャックである。ICANN ではこの事件を一つの契機として、ドメイン名ハイジャックへの対策が議論された。2005 年 7 月には ICANN のセキュリティと安定性に関する諮問委員会 (SSAC) からドメイン名ハイジャックに関するレポートが提出されるなど、2005 年のトピックの一つとなった。以下にこの問題について説明する。

1.4.1 ドメイン名ハイジャックとは

SSAC のレポート内の定義によると、ドメイン名ハイジャックとは正当なドメイン名保持者からドメイン名のコントロールを不正な方法で取り上げることを言う。具体的には次のような行為がそれにあたるとされている。

- レジストラとのやり取りの際に、正当なドメイン名保持者になりすますこと
- レジストラが維持管理している登録者のアカウント情報を偽造すること
- ドメイン名のレジストラ移転承認に関する、登録者からレジストラへの連絡を偽造すること

- なりすまし行為もしくは不正な行為を行って正当なドメイン名保持者から第三者へ不正にドメイン名を移転すること
- 不正な DNS 設定変更を行い、当該ドメイン名の下に提供されているサービスを Web サイトの改竄、メールサービスの停止、ファームウェアやフィッシング攻撃などにより停止させたり損害を与えたりすること

1.4.2 ドメイン名ハイジャックの影響

一旦不正にドメイン名の移転が起きてしまう（ハイジャックされる）と、正当なドメイン名を持つサイトへのアクセスが容易に第三者のコントロール下にあるサイトへ誘導されてしまうので、フィッシングの危険性が格段に高まる。また、そのサイトのページが悪意を持って改ざんされると、正当なドメイン名保持者のブランド価値が毀損されることも大いにあり得る。また、そのドメイン名を含むメールアドレスへのメールも全て第三者のコントロール下にある端末に取り込むことが可能となるため、影響範囲はドメイン名の正当な保持者のみにとどまらず、当該ドメイン名の下にサービスを受けているエンドユーザやそのエンドユーザへメール連絡を行う他ユーザにまで広く及ぶ。

1.4.3 panix.com のハイジャック

2005 年 1 月 14 日に panix.com がハイジャックされたが、それは次のような経緯を辿った。

- (1) panix.com というドメイン名が、Dotster を移転元のレジストラとし、Melbourne IT を移転先のレジストラとするレジストラ移転によってその管理が移った。この移転は Melbourne IT のリセラーである Fibranet により、登録者の関知しないところで同意を得ずに行われた。
- (2) 次に、Melbourne IT が Fibranet からの指示により、当該ドメイン名のネームサーバを PANIX のネームサーバから Fibranet のネームサーバに書き換えた。
- (3) ネームサーバの情報が書き換えられてしまったので、panix.com 宛のメールが本来届くべき panix.com のメールサーバ以外のマシンへ配送されることとなった。
- (4) PANIX の DNS 設定が書き換えられていることに気がついた PANIX のスタッフが、本来のレジストラである Dotster 及び移転先のレジストラである Melbourne IT へコンタクトを取ろうとしたが、どちらのレジストラにも勤務時間外でスタッフがおらず、コンタクトが取れなかった。

- (5) PANIX のスタッフがインターネット技術者のメーリングリストに状況報告を行い、助力を求めたところ、Melbourne IT のスタッフの携帯電話番号を得ることができ、コンタクトすることができた。
- (6) しかし週末であったため、Melbourne IT が詳細な状況を確認して復旧が開始されたのは Melbourne IT が勤務時間に入ってからであった。Melbourne IT は本来のレジストラである Dotster に緊急的にドメイン移転を行うこととし、その作業を経て復旧となった。

panix.com の管理者である PANIX 社は古くから知られている有名なインターネットサービスプロバイダであることもありこのような救済が行われたが、かつて他のドメイン名でも同様な事象が起きており、実際には正当なドメイン名保持者が泣き寝入りしているケースも多いのではないかと考えられている。

1.4.4 SSAC によるドメイン名ハイジャックレポート

このような事象が発生したことを受け、ICANNでもドメイン名ハイジャックへの対策が議論されてきた。2005 年 4 月の ICANN マルデルプラタ会議では「ドメイン名ハイジャックに関するパブリックディスカッション」が開かれ、本件に関する報告と議論が行われた。また、2005 年 7 月の ICANN ルクセンブルグ会議でも同様のセッションが開かれた。並行して ICANN のセキュリティと安全性に関する委員会 (SSAC) によるドメイン名ハイジャックレポートの作成が行われていたが、ICANN ルクセンブルグ会議で本レポートの最終版が公開²¹され、会期最終日の理事会でもこの内容を承認した。本レポートはドメイン名ハイジャックへの対策として、10 項目の勧告を行っている。以下にその要約を示す。

- (1) レジストラロック (Registrar-Lock) と EPP authInfo の仕様通りの実装を行うこと。特に、レジストリはレジストラが移転ポリシーに準拠していることと、レジストラが全ての登録ドメインにおいて同じ EPP authInfo を使用していないことを確認しておくべきである。
- (2) レジストリ及びレジストラはリセラに対して、EPP authInfo コードの適切な使い方と割り当て、及び間違っで使用した場合の危険性に関して述べた、“Best Common Practice (共通的に行われている最上の方法) ”を提示するべきである。
- (3) 現行の移転ポリシーでは、レジストリから移転申請の受付通知が移転元のレジストラへ来ると、それをすぐに登録者に対して当該通知を行うことが義務化されていない。

²¹ <http://www.icann.org/announcements/hijacking-report-12jul05.pdf>

これを義務化することによってドメイン名ハイジャックの事象が減るかどうか検討すべきである。

- (4) レジストラは、他レジストラ、リセラ、レジストリに対し、24 時間の緊急サポートスタッフを設置し、コンタクト情報を開示しておくべきである。また、この緊急サポートスタッフは、緊急の度合いを判断でき、登録情報の修復を行うことができ、DNS 設定にも通じていることが望まれる。
- (5) レジストラは、登録者が緊急にドメイン名登録情報及び DNS 設定の復旧を要求する際に提示すべき基準を設定し、これに従った緊急時の手順とポリシーを構築しておくべきである。
- (6) ICANN、レジストリ、レジストラは上記で設定する基準や手順の周知を図るべきである。
- (7) レジストラは登録者の情報の正確性を向上させる手段を検討すべきである。また、登録者の技術スタッフの緊急連絡先を入手すべきである。
- (8) レジストラは登録者に対し、ドメイン名ハイジャックやなりすまし、詐欺行為などの危険性を周知し、登録情報の正確性を保つことが重要であることを認知させるべきである。また、レジストラロックの有用性を知らせ、その利用を推進すべきである。同様に認証メカニズムの目的も周知し、日々の監視、連絡先の適宜更新などドメイン名を守るための方法を登録者にとってもらうようにするべきである。
- (9) ICANN は移転ポリシーを遵守しないレジストラに対して、より強く目に見える手段を執ることができないかの検討を行うべきである。また、レジストラ配下のリセラの実態に対し、当該レジストラに責任を負わせる手段を執ることができないかの検討も行うべきである。
- (10) ICANN は電子的通信手段における個人認証をさらに強化することができないかの検討すべきである。

2005 年 7 月の ICANN ルクセンブルグ会議における理事会決議では、この報告書を各支持組織、諮問委員会、その他興味を持つ組織に送って検討を依頼すること、及び、ドメイン名保護のための“ Best Common Practices ”を作ることを奨励し、6 ヶ月程度でこの件の見直しを行うことを奨励するとされている。

2006 年 1 月末現在では、ICANN において特に本件に関して見直しが行われるような動きは見えていないが、今後も継続してドメイン名ハイジャックへの対策が議論されていくものと思われる。

1.4.5 日本での注意喚起

日本においても、独立行政法人情報処理推進機構²²、JPドメイン名の管理を行っている株式会社日本レジストリサービス（JPRS）²³、総務省²⁴などから、より事象を特定した形でドメイン名ハイジャックの危険性への注意喚起が行われた。

注意喚起された内容は、「DNSサーバとして使用していたホストを、そのドメイン名の有効期限が切れたあともDNSサーバとしてレジストリに登録したままであるなどの管理ミスにより、DNSサーバが属するドメイン名の管理権限を第三者が取得し、本来のサイトと異なるサイトに誘導できる可能性がある²⁵」というものである。

例えば example.co.jp ドメインが利用しているネームサーバを、ns.example.com と指定しており、この状態のまま example.com のドメイン名の有効期限が切れた後も放置していたとする。example.com は間もなく誰にでも取得が可能となるため、第三者がこのドメイン名を取得し、ns.example.com というホストを立ち上げることも可能になってくる。そうすると、この第三者が example.co.jp へのアクセスやメール配送を、第三者のコントロール下にある別のホストへ振り向けることが可能になってしまうというものである。

基本的には本件は登録者が日常的に自分のドメイン名を管理し、登録情報を最新に保っていれば防げる事象ではあるが（前項の ICANN SSAC 勧告では、(8)によって防げる）、JPドメイン名においては次項で述べる通り、レジストリ（JPRS）側の主体的な取り組みが見られる。

1.4.6 JPRS の対策

JPRSではドメイン名の登録者に対しDNSサーバの適切な管理を呼びかけ、ドメイン名ハイジャックの危険性の周知を行ってきたが、2005年12月に、存在しないJPドメイン名をネームサーバホスト名に含んでいるネームサーバ設定を削除することを決定し、2006年1月からこれを実施した²⁶。ドUBLEレベルドメイン名がjp以外(.comや.netなど)のネームサーバ設定は削除されないためこれで直ちにJPドメイン名のハイジャックが無くなるというわけではないが、レジストリ側が実際的に取り組み可能な処置として効果が期待される。

²² http://www.ipa.go.jp/security/vuln/20050627_dns.html

²³ <http://jprs.co.jp/topics/050629.html>

²⁴ http://www.soumu.go.jp/joho_tsusin/domain/050630.html

²⁵ 独立行政法人情報処理推進機構の掲載文から抜粋

²⁶ http://jprs.jp/info/notice/200601-problematic_ns.html